

自己判定方式（写真判定）について

自己判定方式による被害認定について

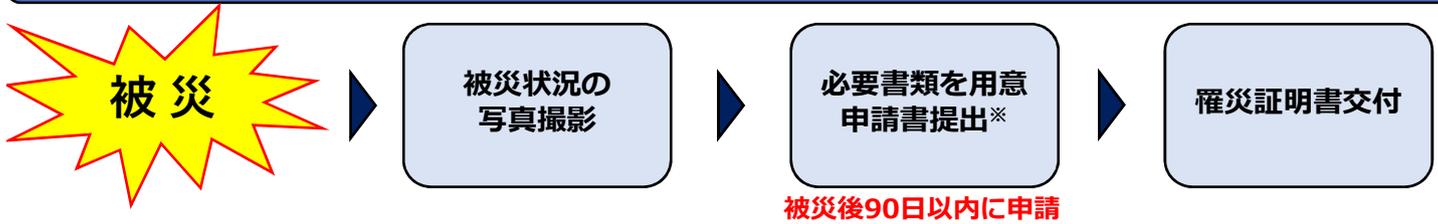
自己判定方式とは、住家の被害の程度が明らか軽微な場合に、被災者の方が撮影いただいた写真から、現地調査を省略し、被害の程度を【準半壊に至らない（一部損壊）】と判定する方法です。

現地調査を省略し、**比較的短期間で罹災証明書を交付**することが可能になります。自己判定方式の被害認定を希望する場合は、「罹災証明書・被災届出証明書交付申請書」の「自己判定方式の適否」欄の項目をご確認の上、してください。

※非住家（事業所・空き家）の場合は被災届出証明書を申請してください。

※被災者自身が「準半壊に至らない（一部損壊）」となる被害認定結果に**同意**していただく必要があります。

申請の流れ（被災後90日以内に申請してください）



※提出方法は「窓口提出」、「郵送提出」、「オンライン申請」があります。

申請に必要な書類

- ①本人確認書類（運転免許証、旅券、マイナンバーカード等） ※郵送の場合は写しの提出
- ②被災したことがわかる写真 ※裏面を参考に写真撮影してください。
 - (1)建物の全景（外観）がわかる写真（周囲4面） ※隣接して撮影困難な箇所は無くても結構です
 - (2)被害を受けた部分についてその内容が明らかになるような写真（全景、被害箇所）
 - (3)表札（無い場合は不要）
- ③罹災証明書・被災届出証明書交付申請書 ※窓口申請の場合は、窓口での記入も可能です

「準半壊に至らない（一部損壊）」の目安

- ・風害の影響で、壁や屋根に亀裂が生じ、そこから雨漏りが発生した被害
- ・浸水の影響で、床下に浸水が生じた被害（床下浸水）
- ・浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害
- ・地震の影響で、瓦の一部がずれ、破損が生じた被害 など

自身で被害の程度を判断することが困難な場合は、自己判定方式ではなく、通常の罹災証明書の申請を行ってください。住家被害認定調査（職員による現地調査）を実施して被害を判定します。

注意事項

被災後、**片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。**片付けや修理の後に撮影した写真では、正しい被害の程度の判定が行えない可能性があります。被害を受けた部分の写真について、角度を変えて複数の方向から撮影してください。提出いただいた写真や必要書類等は返却できませんのでご了承ください。写真だけで被害の程度が判定できない場合は、あらためて住家被害認定調査を実施します。

自己判定方式における写真撮影のポイント

ポイント① 家の外と中の写真を撮る

ポイント② 全体と被害部分の写真を撮る（引きと寄り）

家の外での写真の撮り方

① 離れた場所から家の全景を撮影

カメラ・スマホなどで、なるべく4方向から撮りましょう。

※隣接していて撮影困難な箇所は無くても結構です



② 被害を受けた箇所を部分別に撮影

1.屋根 2.外壁 3.基礎 4.ドアや窓などの建具 5.配管やベランダなどの設備
いずれも**全体**と**被害を受けた部分**を撮影しましょう。

屋根部分は可能であれば近くの建物にのぼるなどして、なるべく**上から撮影**をお願いします。

③ 浸水の場合は、**浸水の深さ**がわかるように、地面から外壁や基礎などに**残っている跡までの高さ**を、メジャーなどをあてて測り、**目盛りが見える**ようにして撮影をお願いします。

※メジャーがなければ規模感がわかるようなもの（ペットボトル等）で代用していただいても構いません。

家の中での写真の撮り方

① 被災した部屋の**全景写真**と**被害箇所のアップ**の**両方**を撮影

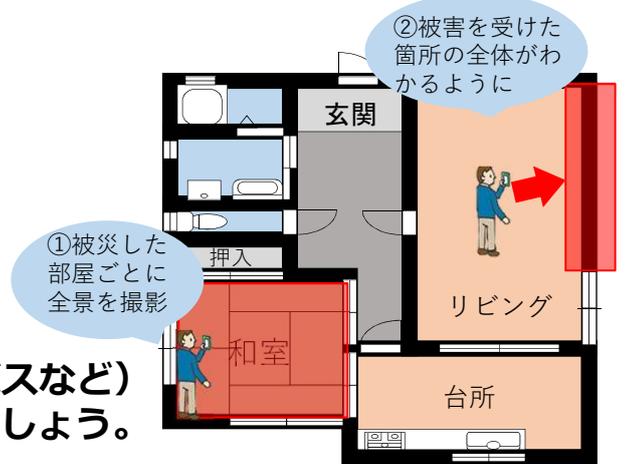
② 撮影箇所の撮影について

1.構造部分（内壁、床、天井、柱）

2.建具（窓、ドア、襖 など）

3.設備（キッチン、洗面台、便器、ユニットバスなど）

いずれも**全体**と**被害を受けた部分**を撮影しましょう。



「準半壊に至らない（一部損壊）」
となる被害の例示

【参照】

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府HP）より

